

川越市教育委員会第4回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成28年7月19日 午後2時
- 3 閉 会 平成28年7月19日 午後4時
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、原田由美、長井良憲
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長根岸督好、学校教育部長佐野 勝、教育総務部副部長兼地域教育支援課長長谷部洋志、教育総務部参事兼文化財保護課長下 薫、学校教育部副部長兼学校管理課長福島正美、学校教育部参事兼教育指導課長中野浩義、学校教育部参事兼市立川越高等学校事務長橋本邦明、学校教育部参事兼教育センター所長小熊利明、教育総務課長長谷正昭、教育財務課長桜井一男、中央公民館長安藤初代、中央図書館長澤田勝弘、博物館長田中 信、学校給食課長岸野泰之、学校教育部参事山本康義、文化スポーツ部長庭山芳樹、文化スポーツ部副部長兼文化芸術振興課長久津間則子、スポーツ振興課長神田宏次、国際文化交流課長中里良明、美術館長岡部秀子、都市景観課長大澤健

8 前回会議録の承認

平成28年度第3回定例会会議録を承認した。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第18号 平成29年度使用川越市立川越高等学校用教科書を採択することについて

副部長兼学校管理課長

高等学校の教科書の採択については、平成3年3月の文部省初等中等教育局、教科書採択事務取扱要領により、採択権者が年度ごと、高等学校ごとに採択教科書を決定することとされている。市立高等学校に関しては、市教育委員会が採択の権限を有しており、川越市立高等学校通則第9条において「教科用図書は、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学大臣が著作の名義を有するもので、教育委員会が採択したものを使用しなければならない。」と規定されている。

平成29年度使用の教科書は議案のとおり、12教科49科目、地図帳を含めて52種類であり、教科ごとの研究を経て校長が選定したものである。この内、教科書を新たに変更するものは、新1年生が2教科2科目2種類、新2年生が3教科3科目3種類、新3年生が3教科3科目3種類である。また、新3年生の選択科目と

して、世界史Bを新たに追加している。

学校における選定の基準としては、各学科の教育課程や生徒の実態、内容・分量の適切さ、教材や資料の創意工夫、生徒の使いやすさ等が考慮されている。また、需要数については、教育課程により必修の教科と選択の教科があるため、それぞれ異なっている。

委員

情報処理科と国際経済科に入学した生徒の学習意欲について伺いたい。

学校教育部参事

商業系学科の生徒は検定試験における資格をいくつ取得したいという目標を持って入学しているため、商業系の科目について、意欲的に取り組んでいる。

委員

公立高校における教科書採択の手続について伺いたい。

学校教育部参事

一般的な公立高校における教科書選定の手続については、各教科で教員が分担し、長い時間をかけて研究しながら教科書の選定案を作成し、教科会を経て選定委員会において検討を行う。その後、職員会議で検討を行い、校長が最終的に選定を行う。

委員

公立高校は、学校ごとに教科書の選定が任されていることから、第三者のチェックがないために個人の意見が相当強く反映される点が心配であるが、その点について弊害はないか伺いたい。

学校教育部参事

選定においては、個人の意見ではなく、教科会や選定委員会等を通じ検討を行い、最終的には校長の判断で行っており、一定の客観性は確保されていると認識している。

委員

一つの組織で選定されてしまうと意見が偏ってしまう可能性があるため、小中学校における教科書選定と同様に第三者の組織をつくり、検討した方が客観性が確保されると思うが、そのような課題の指摘はないのか伺いたい。

学校教育部参事

県立高校では、県教育委員会によるヒアリングも行われており、教育委員が各校の校長から選定した教科書について説明を受けている。市立高校においては、市教育委員会の中で審議されているため、一定の客観性が保たれていると考えている。

委員

校長が選定した教科書について、教育委員会で審議する前に第三者によるチェックを受けるべきであると思う。

学校教育部参事

意見については、今後、検討したい。

委員

来年度の教科書において、変更される教科・科目について伺いたい。

副部長兼学校管理課長

来年度から変更される教科・科目は、2年生における世界史A、普通科3年生の選択である世界史B、3年生の現代社会、普通科2年生の物理基礎、普通科3年生の選択である物理、普通科2年生の化学基礎、1年生の美術I、3年生の選択である書道I、1年生のコミュニケーション英語Iである。

委員

来年度から、変更される教科・科目について明示するようお願いしたい。

副部長兼学校管理課長

来年度から、そのように改めていきたい。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第2議案第19号 平成29年度使用川越市立特別支援学校用教科用図書を採択することについて

参事兼教育センター所長

川越市立特別支援学校の教科用図書の採択については、川越市立特別支援学校管理規則の規定において、川越市教育委員会が採択したものを使用することとされており、平成29年度新1年生が使用する教科用図書として学校教科書調査研究委員会による研究を経て校長が選定したものは議案のとおりである。同校は「ひとりだちする生徒」を学校目標とし、社会で生きる力、生活する力をつけ、最大限の自己実現を図ることを目指して教育課程を編成しており、授業で生徒が興味を持てる教科用図書として選定したものである。

なお、特別支援学校で使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定により、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもの以外の教科用図書を使用することができることから、今回選定された教科用図書は同法附則第9条の規定によるものとなっている。

教育長

今回の教科書を選定した理由について伺いたい。

参事兼教育センター所長

始めに、女子栄養大学の「新・こどもクッキング」については、料理本であるが、増刷も17回されており、人気の高い教科用図書である。現在の生徒たちにわかりやすく、直感的に料理が学べる図書であり、生活単元学習において活用している。次に全日本手をつなぐ育成会の「自立生活ハンドブック4 からだ！！げんき！？」については、一般的な成人病にもふれている。また、食生活の習慣等について掲載され、良い社会人として健康的な生活を送るための効果的な知識等についてイラスト

トを用いながら、わかり易く説明している内容である。次に全日本手をつなぐ育成会の「自立生活ハンドブック 11 ひとりだち」については、自立生活を目指し、衣食住に関わる学習内容が掲載されており、自立生活を目指すための内容にふさわしい図書になっている。

教育長

この教科書は、新たに採用する教科書であるか伺いたい。

参事兼教育センター所長

今年度に採用している内容と同様である。毎年、選定に向けた検討を行っているが、この3つの図書は、10回以上増刷されており、多くの特別支援学校関係で使用されている教科用図書であり、高等部の生徒の実態にあった教科用図書であると考えている。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第3議案第20号 川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第4議案第21号 川越市教育委員会職員人事について

(非公開)

日程第5議案第22号 川越市立高等学校管理規則の一部を改正する規則を定めることについて

(非公開)

10 報告事項

(1) 川越市立寺尾小学校トイレ改修工事請負契約について

教育財務課長

川越市立寺尾小学校トイレ改修工事請負契約については、一般競争入札で執行しており、契約金額36,419,328円で株式会社高橋工務店代表取締役高木昌壽と契約を締結したものであり、工期は、平成28年6月14日から平成28年9月30日までである。工事の内容については、鉄筋コンクリート造4階建の各階トイレ部分に建築改修工事、電気設備改修工事、機械設備改修工事を施そうとするものである。

(2) 川越市立霞ヶ関西中学校トイレ改修工事請負契約について

教育財務課長

川越市立霞ヶ関西中学校トイレ改修工事請負契約については、一般競争入札で執行しており、契約金額48,276,000円で株式会社横田住建代表取締役久高健と契約を締結したものであり、工期は、平成28年6月21日から平成28年9月30日までである。工事の内容については、鉄筋コンクリート造4階建の各階トイレ部分に建築改修工事、電気設備改修工事、機械設備改修工事を施そうとするも

のである。

(3) (仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業の進捗状況について

学校給食課長

本事業については、本年1月から実施事業者である株式会社川越学校給食サービスにより事業が開始され、これまで設計業務や現地の準備業務などを実施してきたところである。このたび設計業務が完了し、当初の計画どおり本年7月から本体工事に着工したことから、その概要について報告する。

「1 これまで実施した業務」については、(1)の設計業務として基本設計を本年2月に、実施設計を本年6月に終了した。次に(2)の事業用地準備業務等については、本年2月に地質調査、3月に廃棄物の撤去、3月から5月にかけて既存建物や樹木の解体工事を行った。また、6月に入り、事業用地の仮囲い及び事業用地南側の市有地に現場事務所を設置した。次に(3)の地元説明会を6月9日に菅間上、府川及び石田の住民を対象に開催したところである。

次に「2 本体工事」の予定である。7月より本体工事に着手したところであるが、杭工事から始まり、基礎工事、鉄骨建方、屋根・外装工事、内装工事、外構工事の順に進められる予定である。その後、来年8月に開業準備業務を行った上で、来年9月より運用開始を予定している。

委員

6月9日に開催した地元説明会での参加者の反応について伺いたい。

学校給食課長

6月9日に開催された地元説明会には、12名が参加した。説明内容は、施設の概要、事業予定、本体工事に併せて実施する水道本管の敷設工事及び排水貯留槽の設置工事、下水道圧送管の敷設工事について説明を行った。住民の方からは、工事期間中の県道からの搬入車両の出入りにおける警備員の配置、新学校給食センター運営開始後の搬入車両の動線、敷地内の植栽、既存フェンスの取扱、工事期間中における振動、新学校給食センターの職員数や職員の車の台数、市道の隅切り、下水道の圧送管の整備や地域の公共下水道整備計画、東側農道における交差点部の安全対策について質問や意見があった。比較的交通関係の質問や意見が多かった印象である。

委員

参加者の質問に対する回答について伺いたい。

学校給食課長

警備員の配置については、計画内容の説明を行った。次に安全対策については、交差点部分における市道の隅切り整備については、用地の買収が伴うことから安全対策上認められる場合に検討が必要となる。しかし、新学校給食センターにおける搬入車両の出入りについては、菅間学校給食センターの出入り口を供用することも

検討している。また、南側の道路については、6メートル幅員であり、空地も隣接しているため、見通しもある程度、確保されていることから、その点を踏まえて検討していきたい。次に農道との交差点にカーブミラーの設置を要望する意見については、カーブミラーの設置が防犯・交通安全課の所管であることから、防犯・交通安全課と協議をして検討することになる。

委員

住民の方は、対応に納得していたのか伺いたい。

学校給食課長

新学校給食センターの設置については、子どもたちのための施設であるため、地区の住民も建設について納得していると認識している。

委員

本体工事が7月に開始され、住民から工事に対する苦情はないのか伺いたい。

学校給食課長

特に苦情はないが、事業用地の準備業務等を実施した際に地下の埋設物の撤去に当たり大型の重機が揺れたため若干振動があり、連絡を頂いたことがあった。

委員

この付近に通学路はないのか伺いたい。

学校給食課長

東側を南北に通っている農道が、片側歩道が設置されており安全対策が図られているため通学路になっていると思われる。

委員

どの小学校の通学路であるか伺いたい。

学校給食課長

菅間地区であるため芳野小学校である。

委員

通学時間帯に工事で搬入する車両と交わる箇所はあるか伺いたい。

学校給食課長

工事車両や新学校給食センターが運用開始後の搬入車両は、県道を通行するため通学路と交わることはない。

委員

施設の建築にあたり杭工事を行うと思うが、工事の状況について伺いたい。

学校給食課長

杭工事については、現在行っているところであるが、試験杭については担当職員が立ち会いをし、想定されている深さで支持地盤に届いていることを確認し、杭の埋設を行っている。

委員

当該地区における地盤について伺いたい。

学校給食課長

雨水等が浸透する地域ではないため、雨水対策についても貯留施設を設置したりするなど対策を講じているところである。

(4) 川越市立菅間学校給食センター排水貯留槽等設置工事請負契約について

学校給食課長

川越市立菅間学校給食センター排水貯留槽等設置工事請負契約については、一般競争入札で執行しており、契約金額74,379,600円で川木建設株式会社代表取締役鈴木健二と契約を締結したものであり、工期は、平成28年6月21日から平成29年1月31日までである。工事の内容については、排水貯留槽工事、電気設備工事、機械設備工事を施そうとするものであり、川越市立菅間学校給食センターの事業用排水を公共下水道に切り替えるため、敷地内における配管の敷設及び貯留槽を設置する工事である。

1 1 協議事項

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について
(非公開)

1 2 その他

- (1) 議事に先立ち教育長から、議案第20号から議案第22号については人事に関する情報であり、協議事項(1)は意思決定過程における情報であることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うこととし、議案第21号及び議案第22号は、関係理事者（教育総務部長、学校教育部長、教育総務課長）のみによる審議とすることに決定した。
- (2) 議案第20号の上程に先立ち、教育長から同議案に関する事務は川越市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則に基づいて都市計画部長及び都市景観課長に補助執行させ、川越市行政組織規則において都市景観課長の事務として定められていることから、本議案の説明を都市景観課長から行わせたいと発議があり、全委員異議なく賛成し説明は都市景観課長から行われた。
- (3) 協議事項(1)の関係者として、文化スポーツ部長、同副部長兼文化芸術振興課長、スポーツ振興課長、国際文化交流課長、美術館長及び都市景観課長の出席について各委員が承認し出席が認められた。
- (4) 議案第20号及び協議事項(1)は関係者に意見を求めることから、協議事項(1)を始めに協議し、次に議案第20号について審議することとし、議案第21号及び議案第22号は、関係理事者のみによる審議のため「その他」終了後に審議を行うことについて、各委員承認し日程を変更することになった。
- (5) 議案第18号の説明補助者として、学校教育部参事の出席について各委員が承認し

出席が認められた。

- (6) 会議録署名委員として、長谷川委員、原田委員が指名された。
- (7) 次回教育委員会は平成28年8月22日（月）午前10時開催に決定した。